

## 令和元年第3回八雲町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月13日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第9号まで  
平成30年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案  
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第 1 号 八雲町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 八雲町森林環境譲与税基金条例
- 日程第 6 議案第 4 号 八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 八雲町大型獣解体処理施設条例
- 日程第 9 議案第 7 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 8 号 八雲町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 9 号 八雲町簡易水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 10 号 八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するする条例
- 日程第 13 議案第 11 号 山越郡衛生処理組合の解散について
- 日程第 14 議案第 12 号 山越郡衛生処理組合規約の変更について
- 日程第 15 議案第 13 号 令和元年度八雲町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和元年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 同意第 1 号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 19 発委第 1 号 八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 発委第 2 号 八雲町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 21 発議第 1 号 水産業の体質強化を求める意見書
- 日程第 22 発議第 2 号 プラごみ対策を国に求める意見書
- 日程第 23 発議第 3 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 日程第 24 発議第 4 号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書

- 日程第25 発議第5号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める  
意見書
- 日程第26 発議第6号 幌延深地層研究計画(案)の撤回を求める意見書
- 日程第27 発議第7号 林業・林産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を  
求める意見書
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第29 議員派遣の件

**○出席議員(14名)**

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

**○欠席議員(0名)**

**○欠員(2名)**

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤聡君
政策推進課長	竹内友身君	併選挙管理委員会事務局長	
財務課長	川崎芳則君	新幹線推進室長	阿部雄一君
住民生活課長	川口拓也君	会計管理者	馬着修一君
建設課長	鈴木敏秋君	兼会計課長	
公園緑地推進室長	岡島広幸君	保健福祉課長	戸田淳之君
農林課参事	荻本正君	建設課参事	朝倉俊之君
商工観光労政課長	藤牧直人君	農林課長	加藤貴久君
落部支所長	佐藤尚君	併農業委員会事務局長	
学校教育課長	石坂浩太郎君	水産課長	伊藤修君
社会教育課長		環境水道課長	伊藤春夫君
兼図書館長		教育長	田中了治君
郷土資料館長	佐藤真理子君	学校教育課参事	齊藤精克君
町史編さん室長		体育課長	三坂亮司君
選挙管理委員会委員長	外崎正廣君	監査委員	千田健悦君
総合病院事務長	成田耕治君	総合病院庶務課長	竹内伸大君
総合病院庶務課参事	佐々木裕一君	総合病院医事課長	石黒陽子君
総合病院地域医療連携課長	加藤孝子君	消防長	大淵聡君
消防本部次長	伊丸岡徹君	八雲消防署庶務課長	高橋朗君
八雲消防署長	今村幸一君	八雲消防署警防救急課長	堤口信君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
兼熊石教育事務所長		熊石消防署長	荒谷佳弘君
産業課長	吉田一久君		
海洋深層水推進室長	福原光一君		
熊石国保病院事務長			

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田力君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。  
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 発言の取り消し

○議長（能登谷正人君） 議事日程に入る前に、三澤公雄君から9月9日の一般質問における不適当な発言について、会議規則第62条の規定により、発言取り消し申出書が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって、三澤公雄君の退場を求めます。

（三澤公雄議員退場）

○議長（能登谷正人君） 発言取り消し申出書は、お手元に配付のとおりであります。  
お諮りいたします。三澤公雄君からの申出のとおり、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、三澤公雄君からの発言取り消しの申出を許可することに決定するとともに、関連する発言についてもあわせて、会議録から削除いたします。

三澤公雄君の入場を求めます。

（三澤公雄議員入場）

○議長（能登谷正人君） 次に、宮本雅晴君から9月9日の一般質問における不適当な発言について、会議規則第62条の規定により、発言取り消し申出書が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって、宮本雅晴君の退場を求めます。

（宮本雅晴議員退場）

○議長（能登谷正人君） 発言取り消し申出書は、お手元に配付のとおりであります。  
お諮りいたします。宮本雅晴君からの申出のとおり、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、宮本雅晴君からの発言取り消しの申出を許可することに決定しました。

宮本雅晴君の入場を求めます。

（宮本雅晴議員入場）

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に赤井睦美さんと安藤辰行君を指名いたします。  
これより局長に、諸般の報告をさせます。

### ◎ 諸般の報告

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

本日の会議に、決算特別委員会に付託をした平成 30 年度各会計歳入歳出決算認定に係る審査報告書が提出されております。

また、議会運営委員会より条例改正 1 件、規則改正 1 件、閉会中の継続調査申出書、議員発議による意見書 7 件、議員派遣の件が提出されております。

また、事前配付しております議案書の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

### ◎ 日程第 2 認定第 1 号から認定第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 2 認定第 1 号から認定第 9 号まで、平成 30 年度各会計歳入歳出決算認定にかかる各案を一括議題といたします。

本件は、かねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて、議題とするものであります。

報告書はお手元に配付のとおりであります。

決算特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○決算特別委員会委員長（横田喜世志君）議長、横田。

○議長（能登谷正人君）横田委員長。

○決算特別委員会委員長（横田喜世志君）おはようございます。

決算特別委員会の委員長として補足説明を致します。

去る 9 月 10 日の本会議で付託がありました、認定第 1 号平成 30 年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定を始め、認定第 9 号までの各特別会計及び公営企業会計決算認定の審査にあたるため、9 月 10 日から 9 月 12 日までの 3 日間にわたり委員会を開催しました。

議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員でありますので、その審査の過程につきましては、精力的に審査に取り組み採決をおこなった結果、各会計決算につきましては、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、審査を通じて委員各位から述べられました、質疑・意見などについて十分にその真意をくみ取られ、今後の行政執行にあたって反映していただくよう強く望むものであります。

平成 30 年度の決算を見ますと、町理事者及び職員各位の努力により、全会計の連結決算の状況を示す、健全化判断比率は適正値内を維持しており、特にふるさと応援寄付金が好調であったことから、寄金残高の増加などにより将来負担比率が発生していない状況であります。

しかしながら、今後大型事業によって公債費が増大することや徴税や地方交付税の減少

を考慮すると、厳しい財政状況に変わりありません。

人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に伴う行政需要に対応するためにも、将来を見据えた財政運営に努め、第2期八雲町総合計画に掲げた将来像実現のため、今後とも緊張感をもって健全で持続可能な財政構造へ向けて、一層の努力を望むものであります。

なお、本委員会において意見調整の結果、町理事者に伝えるべきである意見で一致しました事項について、申し添えます。

補助金を交付している事業で、決算において未実施となった事業については、その要因の検証をしっかりと行い、事業の継続や見直し、また必要性について検討し、翌年度の予算編成に反映されるよう努力を願うものであります。

今後とも町理事者を始め、職員各位の絶え間ぬ努力、議会における建設的な評価と審議、そして、監査委員の独自の考察を加えた3者の力が正常に働くことが、財政健全化と町民の幸せに繋がる町政執行を堅持することと信じ、委員長への補足説明と致します。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は、議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員であることから、これを省略いたします。

委員長の報告は、いずれも原案のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第9号までに対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定第1号から認定第9号までについて、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号まではいずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

### ◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第1号八雲町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページをお願いします。

この度の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、婚姻な

どによって名字に変更があった場合に住民票やマイナンバーカード等への旧氏の併記が可能となることから、印鑑登録事務においても旧氏の情報を登録できるようにするため、国の事務処理要領の改正に併せて条例を改めるものであります。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

第2条第1項の改正は用語の整理をするもので、規定中、「本町の」とある用語を「本町が備える」と改めるものであります。

第3条第2項第1号及び第2号の改正は、登録する印鑑に表示可能な情報として、現行の住民基本台帳に記録されている氏名や通称などのほか、改正後は旧氏の情報についても用いることができるよう追加し、さらに1号では、規定中に引用する法施行令の条番号を同施行令の改正に合わせ整理するものであります。

本ページ下段から2ページ上段へ続く第6条第1項第3号の改正は、印鑑登録をする申請者本人の登録事項に現行の氏名や通称のほか、改正後は住民票とともに磁気ディスクなどに記録される旧氏の情報についても登録できるよう追加するものであります。

次に、第1項第7号及び同条第2項の改正は、規定中の用語の整理で、第1項第7号では、規定中「記録されている」とあるのを「記載がされている」と、同条第2項では、「磁気テープ」とあるのを「磁気ディスク」とそれぞれ改めるものであります。

続いて、第12条第1項第5号の改正は、印鑑登録を抹消できる事由として定めている本人氏名や通称などの変更の項目に、改正後は旧氏情報を含む旨追加するものであり、第13条の改正は、先ほどの第6条第2項に合わせて、規定中の用語を改めるものであります。

最後に、3ページの附則といたしまして、この条例は政令の施行日に合わせて、令和元年11月5日から施行しようとするものであります。

以上、簡単でございますが、議案第1号八雲町印鑑条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第2号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。議案書、4ページから7ページまででございます。

この度の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことにより、関係する条例を改正しようとするものでございます。

この度の法律の改正内容ですが、成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条及び第11条第2号の規定に基づく措置として行われたもので、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人又は被保佐人を、資格、職種、業務などから、一律に排除する欠格条項の規定などを設けている各制度について、心身の故障等の状況を、個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手続き規定を整備する内容となっております。

整備法の改正対象法律は180本程度あり、この度の条例改正に係る法律は、地方公務員法と児童福祉法でございます。

地方公務員法の主な改正内容は、第16条の欠格条項の規定の第1号で規定している、成年被後見人又は被保佐人は職員となり又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除する改正と、第28条の降任、免職、休職等の規定の第4項で規定している、職員は成年被後見人又は被保佐人に該当するに至ったときはその職を失うとする規定を、削除する改正でございます。

児童福祉法の主な改正内容は、第34条の20の欠格条項の規定で、第1項第1号で規定している、成年被後見人又は被保佐人は養育里及び養子縁組里親となることができないとする規定を、削除する改正でございます。それでは、議案書の4ページをご覧ください。

第1条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、地方公務員法第16条第1号が削除され、第2号以降が繰り上がるため、引用している該当箇所を改正しようとするものでございます。

第2条は、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正で、地方公務員法第16条第1号が削除されたことにより、所要の改正をしようとするものでございます。

第3条は、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、児童福祉法第34条の20第1項第1号が削除され、第2号以降が繰り上がるため、

引用している該当箇所を改正しようとするものでございます。

第4条は、八雲町消防団条例の一部改正で、地方公務員法第16条第1号で、成年被後見人又は被保佐人の規定が削除されたことを踏まえ、同様に削除し、そのほか所要の改正をしようとするものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日は法律の施行期日に合わせ令和元年12月14日から施行しようとするものでございますが、第3条の規定につきましては公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ですが、議案第2号の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第5 試案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号八雲町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 議案第3号八雲町森林環境譲与税基金条例について、ご説明申し上げます。議案書8ページをお開きください。

この度の条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日公布、一部の規定を除き同年4月1日に施行され、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として森林環境譲与税が創設され、令和元年度から譲与が開始されることとなります。この譲与税は、単年度で全額を活用しなかった場合には翌年度に繰り越すこととされており、法に基づき適正に当該譲与税を管理し、森林の整備に関する施策の財源に充てるため、八雲町森林環境譲与税基金条例を制定しようとするものです。

それでは条例の説明をいたします。

第1条につきましては、同条例の設置目的でありまして、ただ今ご説明申し上げた内容を要約したものととなります。

第2条は、基金の積み立てについての規定でありまして、寄金の積み立てにつきましては、毎年度の予算措置によるものとされてます。

第3条は、基金管理の規定についてで、寄金の管理については金融機関及びそのほかをもって、確実かつ有効な方法で管理するものとしております。

第4条は、運用益金の処理に関する規定でありまして、基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は一般会計の歳入歳出予算に計上し、寄金に編入するとしております。

第5条は、繰替運用に関する規定。

第6条は、基金の処分に関する規定で、同法の規定に基づきまして基金を活用することができる範囲を定めたものとなっております。

第7条は、町長への委任規定。

付則として、本条例は公布の日から施行するものであります。

この基金条例を今回上程させていただきまして、後でご審議いただく今回の補正予算にもこの関連があることを、申し添えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第6 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第4号八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○消防本部予防課長（今村幸一君） 議長、消防本部予防課長。

○議長（能登谷正人君） 消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（今村幸一君） それでは、議案第4号八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書9ページでございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和元年5月24日に公布され、10月1日に施行される予定です。

今回の改正は、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお現行に比して増額となる手数料額について、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正部分について説明いたします。

別表（第2条関係）の手数料の額、下線部分の158万円を159万円へ、194万円を195万円へ、次のページに移りまして226万円を227万円へそれぞれ改めようとするものです。

附則として施行期日は令和元年10月1日から施行しようとするものです。経過措置として、この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例によるものです。

以上、八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第7 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第5号八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第5号八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一

部を改正する条例についてご説明いたします。概要説明書4ページをお願いいたします。

はじめに改正の趣旨でございますが、ご承知のとおり本年10月から、3歳から5歳までのすべての子どもの幼児教育・保育に係る費用が無償化されることとなります。この無償化策を実施するにあたり、この度国の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行され、また、内閣府令に定める基準なども改正されましたことから、これら法令等の改正に合わせて、関係する二つの条例を一括で改正しようとするものであります。

主な概要等でございますが、2の(1)に記載のとおり、無償化の対象となるのは3歳から5歳までの子ども、そして、3歳未満については住民税非課税世帯の子どもとなります。

次に(2)の無償化の対象となる施設等でございますが、①の子どものための教育・保育給付費の対象は、これまでも法令などに定められ、従来から国の給付を受けてきた施設で、町内では記載の幼稚園や認可保育所等が該当し、これら施設に通う3歳以上の子どもと3歳未満の住民税非課税世帯の子どもが無償化となります。

次に下段、②の子育てのための施設等利用給付費につきましては、この度国の内閣府令の基準に新たに新設された給付費で、3歳以上の子どもが町内の認可外保育所や幼稚園などの預かり保育事業を利用し、保育に欠ける要件を満たせば、記載の月額を上限に無償化とするものであります。続いて5ページ、(3)をご覧ください。

この度の無償化につきましては、あくまでも幼児教育・保育に該当する部分の費用が対象となりますので、認可保育所などの場合、これまで保育料と一緒に徴収されてきた給食費実費分につきましては、10月以降も保護者の負担となり各園へ直接支払っていただくこととなります。

また、この給食費実費分につきましては免除措置があり、記載のとおり年収360万円未満相当世帯の子どもと、同一世帯の第3子目以降の子どもについては免除の対象となっております。

最後に(4)として、この度の無償化で、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等に対しても、新たな給付措置が追加されることに伴い従来からある幼稚園や認可保育所等への給付認定との区分を明確にするため、これまで法令等で「支給認定」と定められてきた用語が、「教育・保育給付認定」と変更されるものであります。

以上が、概要の説明であります。

それでは引き続き、条例の改正内容について説明させていただきます。議案書11ページをお願いいたします。

はじめに第1条に掲げる八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正からでございます。

第2条の改正は、先ほどご説明したとおり、この度の無償化に伴い認可外保育施設などに対しても、新たな給付措置が追加されることから、従来からある認可保育所などへの給付措置との明確化を図るため、定義として定める用語の整理及び追加をするもので、第9号から第11号は、規定中の「支給認定」とある用語を「教育・保育給付認定」に改め、改

正後の第 12 号から第 16 号には、本条例第 13 条に新たに規定する給食費実費分に係る免除対象年齢の子どもや、市町村民税所得割合算額などの用語の定義を追加するものであります。

12 ページをお願いします。続きまして、現行の同条第 13 号及び第 16 号につきましても、規定中の用語をそれぞれ整理し、改正後の第 19 号には教育・保育の定義を、第 23 号には特定地域型保育事業の定義を新たに追加し、これら追加に伴い、現行の第 12 号から第 22 号までを、記載のとおりそれぞれ繰り下げるものであります。

第 3 条第 1 項から、15 ページの第 11 条までの改正につきましても、この度の無償化施策の趣旨に合わせて、規定及び用語をそれぞれ整理するものであります。

16 ページをお願いします。第 13 条第 1 項の改正は、無償化により今後保育料等の負担が生じる範囲は、満 3 歳未満の子どもに限る旨、規定を改め、同条第 2 項は、第 1 項の改正に伴う規定の整理で、同条第 3 項は用語を整理するものであります。

本ページ下段から次のページへ続く同条第 4 項の改正では、規定中の用語の整理とともに、第 3 号には給食費実費分の免除要件を追加するもので、アの（ア）及び（イ）には、概要説明にも記載していた、市町村民税所得割合算額の上限額を、イの（ア）及び 18 ページの（イ）には、同一世帯の第 3 子目以降の子どもであることを、ウには、満 3 歳未満の子どもであることを、それぞれ規定するものであります。

続いて、第 5 号から同条第 6 項までは、規定中の用語を整理するものであります。

第 14 条第 1 項から、24 ページの第 35 条第 3 項までの改正につきましても、規定及び用語をそれぞれ整理し、同条第 3 項には第 13 条に係る読み替え規定を追加するものであります。

続いて、25 ページ中段の第 36 条第 1 項から、次のページ中段までの同条第 3 項の改正におきましても、規定及び用語を整理するとともに、同条第 3 項には第 13 条に係る読み替え規定を追加するものであります。

第 37 条から、29 ページ中段の第 42 条第 4 項までにつきましても、これまでの改正に合わせて規定を整理するものであります。

第 43 条第 1 項及び第 2 項の改正は、規定中の用語の整理とともに、現行の特別利用地域型保育等の提供に係る読み替え規定を削り、当該読み替え規定は、第 51 条及び第 52 条に移し替え定めることとなります。

次に 30 ページ、上段の第 43 条第 3 項から 32 ページの第 50 条までにつきましても、規定の整理及び読み替え規定を、これまでの改正に合わせてそれぞれ改めるものであります。

第 51 条の改正は、規定中の用語を整理するとともに、33 ページの同条第 3 項には、これまで第 43 条に定めてきた読み替え規定を改めて追加するものであります。

34 ページ中段からの第 52 条においても、同じく規定中の用語の整理と、同条第 3 項には、これまで第 43 条に定めてきた読み替え規定を改めて追加するものであります。

続いて、35 ページ中段の第 53 条の改正は、認可外保育施設等も無償化となることから、施設利用に際し虚偽の報告があった場合には、従来の認可保育所等と同様の処分を科せら

れるよう、法の準用規定等を引用し追加するものであります。

次に、附則第2項の改正は、本則第13条の改正に伴い読み替え規定を整理するもので、36ページの附則第4項及び37ページの附則第5項の経過措置規定については、無償化により対象者が無くなるため削除し、以下の項は繰り上げるものであります。

以上、八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正内容でございます。

続きまして、第2条に掲げる八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正についてでございます。38ページをお願いします。

第1条の改正は、無償化に伴い認可外保育施設等の利用に係る認定規定が新たに法の第30条の5として追加されたことから、当該法の条番号を引用し、加えるものであります。

第3条第11号の改正は、認可外保育施設等の略称規定として法で定められた「特定子ども・子育て支援施設等」の用語を加えるものであります。

第4条第1項の改正は、認可外保育所等も無償化となることから、施設利用に際し虚偽の報告があった場合には、従来の認可保育所等と同様の処分を科せられるよう、法の準用規定等を引用し追加するもので、39ページ同条第2項の改正は、規定中の用語の整理であります。

最後に附則でございますが、ただいま説明いたしました二つの条例の施行日は、法令等の施行日に合わせて令和元年10月1日からとするものであります。

なお、認可保育所や幼稚園等の保育料につきましては、規則で定められていることから、本条例の議決後、当該保育料等を無償化にする規則改正を行うものでありますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 政府が声高に言っていた無償化なんですけども、3歳からだとは思っていなかったというのが、現実私の声であります。

その中で、3歳からなので、0歳から2歳までの保育を必要とする部分と、3歳から5歳で無償化している部分で差が出るし、その部分を差が出るという言い方はおかしいけども、八雲町としては独自に負担している部分もありますけども、その部分でこの無償化に伴って、政府は今まで俗にいう給食費という部分を含めて計算していたわけですが、そこを俗にいう給食費を実費徴収するとか徴収するという考えの元金額の設定というのをされているのだと思います。

そこで一部に報道がありますが、その中では実質月あたり5,000円ほど支給される額が下がると。そうすると実費徴収するのが、今言われているのが約4,500円と。そうすると

この園の運営としては、現実に月 600 円ほどの運営費が削減になるということが言われています。一人当たり月 600 円が園に入るお金が少なくなるということが言われているわけです。

そこで現実にここに書かれている、説明書の中に書かれている無償化の内容で月額上限 37,000 円とか、0 歳から 2 歳児、非課税家庭ですけれども 42,000 円という上限を設けられています。

今までは父兄の方々は、俗にいう服飾費、給食費というものがかかっていなかったのに、これからはそれがかかる。それが大体 4,500 円と言われているんです。こちら辺を無償化になった分の浮いたお金といったら変ですけれども、町の負担の部分で何とかできないものかと私は思いますが、その辺を伺いたいと思います。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 今の質問の部分で、一応給食費 4,500 円という部分はどうですか、当然国の方でこれまでの保育料に含まれているということで示されている部分なんです。ちょっと質問のと通りの答えになるかちょっと申し訳ないんですけれども、これまで当然 3 歳以上の方々は保育料の部分が無償化になりまして、これまで保育料に 4,500 円が含まれてたもんですから、その部分はとりあえず実費分として教材費等と同じようなかたちで実費分でこれまでどおり徴収するよと。それで、3 歳未満の園児の方については、非課税世帯の方については、これまでどおりすべて給食料も保育料もかかりません。それで、3 歳未満の課税世帯は、これまでどおり保育料と一緒に全く変わらず保育料と共に給食費も含まれ、なおかつ八雲町の 3 割軽減の削減をして徴収してというかたちであるんですけれども、浮いた部分というのは保育料の部分ですか。3 歳以上の保育料の部分ですか。

3 歳以上の保育料の部分につきましては、まず本年度中は 6 か月、来年の 3 月までの保育料につきましては、基本的には全額国庫補助というかたちなんです、来年度以降はその負担を国が 1/2、都道府県が 1/4、市町村が 1/4 というかたちになりまして、そうなりますと、今まで 3 割軽減していた額と比較しますと、若干減りはしますが、町の負担はこれまでどおり 1/4 というかたちになりまして、その辺はさほど変わってこない状況でございますので、ある意味今の現状と町の負担は変わらないんじゃないのかなと考えております。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 大した負担は変わらないというふうに言われちゃうと、元も子もないんですけれども、そこをせっき政府がそうやっていった部分でなんとかその今まで保育料として支払われていた給食費の部分というのを、町がなんとかできないものかという思いが多々あります。

現実にかこうやって数字を見てしまうと、先ほども説明があったように、今まで 3 歳から 5 歳までで保育料がなくなった分助かる人はいるんでしょうけれども、0 歳から 2 歳児は給

食費の負担がもろに感じるという部分になってしまおうかと私は思うんです。

だから全部給食費を見ると言わないまでも、0歳から2歳の保育料の無料にならない部分の俗に言う給食費の負担増しになった部分ぐらいでも、なんとかならないのかという思いがありますが、そういう部分でもいかがでしょうか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 給食費の費用の部分でございますが、やはり当町には幼稚園、認可保育所、認可外保育所がそれぞれございますが、各施設、給食を作れる施設もあれば給食を作れないような施設、そうであれば、自宅で弁当を持参してくるような施設もございます。なおかつ、やはり全て小学校以下、要は未就学児の児童が各施設に通わられているということではなくて、やはり通わずに自宅にいらっしゃるような園児の方もいらっしゃいます。ということを考えますと、やはり公平な支援として取り扱うということではできないのかなと考えているところでございます。

よって、国の取り扱いに従い、国も今みたいな考えの下ですね、やはりしっかりと給食提供する施設に対しては実費分として支払っていただくというかたちで、これまでも保育料に組まれていたものですからというかたちでは、町も取り扱いたいと考えております。

また、やはり当町は昨年からです、小学校から中学校までの教育機関は実に長く9年間に及ぶ長期に渡って一律公平に給食費の無償化を導入しているところでございますので、現段階では公平性の観点からの未就学児までに広げて無償化することは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） いいですね。

質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第8 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第6号八雲町大型獣解体処理施設条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 議案第6号八雲町大型獣解体処理施設条例についてご説明申し上げます。議案書につきましては、40ページをお開き願います。

町内のヒグマやエゾシカなどの大型獣による農作物被害、また、ヒグマについては市街地、交通量の多い道路等への出没が急増しております。町としても対策として、北海道猟友会八雲支部の協力を得て、八雲町鳥獣被害対策実施隊として問題個体への対応、捕獲にあたっているところであります。また、平成28年度から狩猟免許等取得費補助事業としてハンター後継者対策を講じているところであります。

この度の条例は、ヒグマやエゾシカなどの大型獣解体処理に係る狩猟者の負担を軽減し、狩猟者の安定的な確保により野生鳥獣の適正な保護管理を図り、民生の安定に寄与することを目的とし、今年度建築予定の八雲町大型獣解体処理施設の設置条例を制定しようとするものであります。

それでは、条文の説明をいたします。

第1条につきましては、ただ今申し上げました、有害鳥獣駆除に対する内容となっております。

第2条は、名称及び位置でございますが、名称を八雲町大型獣解体処理施設、設置場所は八雲町三杉町25番137号となります。具体的に申し上げますと、八雲町の建築車両センターの隣接地となります。

第3条につきましては、利用の範囲を定めるものありまして、八雲町鳥獣被害対策実施隊員として従事した者が町内で捕獲したヒグマ、エゾシカを解体処理するものとしており、第2項としては町長が特に認めた場合の規定も設けております。

第4条、第5条、第6条は、利用許可規定でありまして、特に第5条と第6条につきましては、各規定の制限若しくは取り消し規定となっております。議案書41ページをお開き下さい。

第7条、利用権の譲渡の禁止であります。許可を受けた利用権の譲渡禁止規定です。

第8条は、特別施設等の設置、施設の設置施設以外に何かの物を持ち込む場合には許可をとるという規定となっております。

第9条、原状の回復規定は、使用後の原状回復規定となっております。

第10条は、利用者の損害賠償責務に関する規定としており、何らかの事情が発生して利用権を取り消し若しくは制限をかけた場合に対する町の責務の免責規定となっております。

第11条は、施設入場の制限規定。

第12条は、利用者の損害に対する管理者の免責規定を設けております。

第13条につきましては、指定管理者による管理のできる規定でありまして、地方自治法第244条の2第3項及び八雲町公の施設に係る指定管理者制度の手続き等に関する条例に基づきまして、指定管理者による管理運営をすることができる規定となっております。

第14条は、前条の第13条で指定管理制度を活用する場合に指定管理者が行う業務を規

定したものでありまして、同条第2項につきましては、指定管理者制度を活用した場合に、本条例中の町長を指定管理者と読み替える規定となっております。

第15条につきましては、町長への委任規定となっております。

附則として、本条例につきましては公布の日から施行するとしております。

以上、議案第6号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 質問が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 第3条の解体処理施設を利用できるものとあるところですが、今現在何名いるのかということが一つ。

それから、第4条の2なんですけれども、利用について必要な条件が付すことができるということなんですけれども、この施設は町外の人にも使わせる場合があるのかということですね。

それから、第5条の（2）でちょっと気になる言葉がありまして。善良な風俗ってという言葉があるんですけれども、善良な風俗って何なんだろうということで、説明をお願いいたします。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） まず利用の範囲の、利用することのできるものの範囲でございますが、八雲町有害鳥獣駆除協力隊員を想定しておりまして、隊員は、現在は北海道猟友会八雲支部の会員とイコールになります。現在、北海道猟友会八雲支部は54名が銃火器を所有し、実施隊員として行動をしていただいております。

続きまして、利用の範囲の第4条の部分で町外の利用という部分ですが、今現在は想定しておりません。利用許可のできる者の、八雲町有害鳥獣駆除協力隊員の隊員になり得る方につきましては、町内在住者というふうになりますし、また、有害駆除の対象獣、要は獲ったクマやシカについては町内のものとなります。なので、もう少し端的に話しますと、狩猟等で獲った大型獣につきましても対象外となります。

最後のご質問の善良な風俗って言葉ですが、これは一般規定でありまして、特に一般的な使用を妨げないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） ちょっと一般的にこういう言葉遣いがあるのかどうか疑問なんですけれども、こういうものに対してはこういうふうに使うということであれば、そうなんだろうと思いますが。それと、町外の人には今のところ想定していないということでした。思いのほか利用できる人の人数というのはあるんだなと思いましたが、これ熊石で獲ったものも熊石から運び込んでということ想定されているんですか。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 利用可能範囲につきましては、町内一円となります。それで施設の利用については、これからいろいろな関係者と利用促進について進めてまいりたいと思いますが、その時々によりましては、運んでくるものが適当でない場合もあって、今現在は、ハンターさんの自己処理の中で法令の範囲内で処理をいただいている部分が有効な場合はそういう処理もあり得るかもしれませんが、必ずしもこの施設を使うことが必須ということではなくて、この施設の利用促進は町としては考えていきますが、必ずここでやらなければいけなくて、今までの処理を否定をするものではないという部分をご理解いただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） いいですか。

○3番（佐藤智子君） はい。

○議長（能登谷正人君） ほかにありませんか。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 字句の整理でちょっとお聞きしたいんですけども。

設置の第1条で、ヒグマ、エゾシカ、大型獣の解体処理ということで明示されているんですけども。今、説明の中でね、何かを持ち込むときは町長の許可が必要だという説明があったんですけども、クマとシカ以外の大型獣というのはこの何かというのは何でしょうか。どういうものとしているんでしょうか。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） すみません。まず私の方から条例の説明をさせていただいたときに、特定の処理の設置の部分で説明を申し上げた持ち込みの規定であります。獣ではなく、例えば洗浄機を持ち込んだりシンクを持ち込んだりと、もし必要な場合には許可を得て入れてくださいという規定のご説明でありました。

あと、現状で八雲町で大型獣でクマ、シカ以外にいるのかということ、現状では捕獲実績はありませんので、いないというふうに思っております。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） そしたら何かを持ち込むって何かという意味は、道具とかを意味しているという抑え方でいいのかな。

私、前でエゾシカ、ヒグマって明示している中で、何かを持ち込むということはほかに何があるんだろうかなと思って、ということを知りました。そしたら、今答弁がありました。じゃあ、何かというのはそういう道具類も含めたものだという抑え方でいいのかな。

ちょっとその辺の判断お聞かせ願いたい。ダブって答弁くると思うんですけども。もうちょっとわかりやすく。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） すみません。説明が言葉足らずで申し訳ないと思います。

まず、冒頭で先ほども申しあげました設備の持ち込み、洗車機ですとか、シンクですとか、あと想定されるものはほかにはあまりないんですけども。

あと作業台が必要である場合ですとか、既存で洗車機も用意するんですけども、補助の洗車機が必要な場合、そういう機械を持ち込む場合に許可をとってくださいというのが特定施設の設置です。

もう一つが、大型獣の捕獲実績がないので想定していないと言いましたし、対象がヒグマとエゾシカであります。例えば、いるかどうかは私も確認しておりませんが、野生の牛や馬がいるかどうかは分かりませんが、そういうのがもし取れた場合には特認許可で町長の範囲内でやることになるかもしれませんが、現在のターゲットはクマ・シカという部分でご理解をしていただきたいと思います。

有害鳥獣ではほかにキツネですとかタヌキですとかイタチですとかいろいろな小動物もおりますが、それについてはこの処理施設を使うまでもないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 私、何かという説明があったもんですから、あと何かといえばトドかオットセイとか、そういうものなのかなと。そういうものもここで利用できるというような抑え方でいいんですよね。説明の中で何かって来たもんだから、じゃあこの先ほども言ったように、設置条例の1条でヒグマとエゾシカって限定しながら何かということは何だろうなというふうな確認でございました。よく理解したようなしないような。まあ、わかりました。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○6番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） ちょっと佐藤さんの質問を聞いてアレだったんですけども、近隣町村にこういう大型獣の解体処理場というのはあるんですかね。というのは、ニーズがあるかどうかちょっと聞きたいんですけども、こういうふうに清潔に大型獣を衛生的に解体できる処理できる施設があるってことであれば、例えば近隣町村で長万部なり森なりの近隣町村で大型獣を駆除した場合こういうのを使いたい、有償であっても使いたいというニーズがあるものなのか。また、先ほど課長の答弁の中で狩猟には使わないという部分で、狩猟についてもせっかく作る施設なのであれば、狩猟についても有料であれば使わせるということは想定できないものなのか。そういうニーズ自体があるものなのかどうか、把握していたら教えてください。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） まず、処理施設につきましては、こういう解体処理施設については道南では初めてだと思います。ただし、函館には民間食肉処理事業者がエゾシカの解体を目的とした施設はあるのは存じ上げております。

あと対象の利用者の件ですが、今年の予算審議等で新聞報道もされたときから、各町から利用というよりもどういうように使うんだとか、今後の運営形態についての問い合わせは結構いただきました。そういう中でご説明を申し上げたところではありますが、私どもも運用開始しておりませんので、今後使っていく中でどのようなニーズがどのように展開していくかという部分は、このまま利用目的も固めたままコンクリートで行くつもりはございません。ニーズに合わせて変えていくことは、運用開始後に必要だと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） ほかにいいですか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時22分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

### ◎ 日程第9 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第7号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第7号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書43ページをお開き願います。

本条例は、町営住宅の施設内容が条例による規定事項であるため、老朽化に伴うその整理・整備にあたり、その規定の改正が必要であり、具体的にはこの程解体・廃止しようとする野田生団地1棟及び現在建設中の出雲町C団地3棟の使用開始に伴う施設の廃止・設置について、規定を改正しようとするものであります。

改正は、条例第3条住宅等の設置で規定する別表第1の改正であり、その内容は議案の別表第1の太枠部分の削除、追加であります。

はじめに、現行欄の太枠部分で、野田生団地、昭和38年度建設、野田生473番地4の簡易耐火構造平屋建て1棟4戸の用途廃止、解体工事に伴うもので、別表第1から当該部分を削除し、次の項以降を繰り上げしようとするものであります。

次に、改正後欄の太枠部分で、出雲町40番地22に現在建設中である出雲町C団地、木造平屋建て3棟10戸について、同じく別表第1の最下段の項に木造平屋建3棟10戸、1戸当たり延面積1LDK 46.72㎡、2LDK 66.15㎡、備考欄1LDK 8戸、2LDK 2戸として、追加しようとするものであります。

議案書44ページにお移りいただき、附則の規定は改正条例の施行期日を規定するもので、公布の日から施行するとは、野田生団地の1棟4戸の削除について、10月に着手予定である工事に合わせ公布し施行しようとするもので、ただし書き以降カッコ内の規定は、出雲町C団地の3棟10戸の追加を指すもので、公布の日から起算して3月を超えない範囲内とは、出雲町C団地の3棟10戸の建設工事の工期が11月29日であり、12月中旬以降に使用開始となることから、先の公布期日の10月から3月を超えない日を別に規則で定め、施行しようとするものであります。

以上、議案第7号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 提案されております議案第7号の町営住宅の条例の3条別表第1については、改正することに賛同するわけでございますけれども。条例の改正にあたっては、ほかの、本会議でも国の考え方に準拠するということに基づいて条例を改正したりする事例が、本定例会でもありますけれども。町営住宅の関係につきましても、昨年3月に国土交通省は身寄りのない単身高齢者の増加を踏まえて、保証人がいないために公営住宅に入居できない事態が生じないよう制度を転換すべきだという考え方を示しております。

町の条例は、11条に入居決定者と同等以上の収入を有するもので、町長が適当と認める連帯保証人の連署する誓書を提出する事になっておりますので、この条項に11条の関係の改正を今回なぜ求めないのか理由をお聞きしたいんですけども。

もう一つこの11条の関係で言えば、来年4月の改正民法で保証人を立てる時には事前に保証人の負担の限度額を定めることとなって、町の契約に関してもこの民法の適用を受け

るということでございますから、来年の4月にはこの関係も整理していかなければいけないということから、各自治体も同じ11条の改正の関係もありますから、それらを包括的に条例の改正も含めて検討している状況でありますから、その関係も含めて今回提起しないのかも含めて、質問させていただきます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議員ご指摘の事項については、国、法令等の状況については、こちらの方としても承知していたところであります。現在、道も検討しているというようなことも情報としては入ってきているところがございます。

連帯保証人制度については、皆様ご存知のとおり住宅使用料を担保するということでの有効性はもちろんであります。現在、高齢者一人住まいが多くなってきているということからすれば、それらの方々には何か不足な事態が生じたときに、連絡調整というようなことも含めてこちらとしては有効な手段の一つであったと、今でもそうだというような認識であります。しかしながら、そういうような法改正等も含めればですね、今後この制度をどうしていかなければいけないのかなというようなところで、他の市町村の動向も踏まえて鋭意検討しなければならないという認識をしているところであります。

ご指摘のとおり来年4月からのものについては、当然改正も必要なのかなというようなかたち、どのような申請内容にするかはまだ具体的にお示しできるような状況ではありませんけれども、当然認識はしていたところありますので、ご理解のほどよろしく願います。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 自治体によっては、その連帯保証人の有効性だとかということもありますけれども、2名のところもあれば1名のところもあるといったような問題や、たしかに入居決定者というか入居者がたまたま他界した場合などの連絡先等々の問題もございまして、一概にすべてそういう問題を解決するということにはならないということから、いろいろな多角的な検討が必要だと思いますので。時間をかけても個人的にはいいと思いますので、ある程度地域の状況や実態を見ながら、改正に向けて議論していただきたいと思えます。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですか。

○14番（千葉 隆君） はい。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結とみなします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第10 議案第8号

○議長(能登谷正人君) 日程第10 議案第8号八雲町給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長(田村春夫君) 議長、環境水道課長。

○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。

○環境水道課長(田村春夫君) 議案第8号八雲町給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書45ページをお願いいたします。

本件は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を目的に、指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されることから、指定の更新に係る手数料を新設するほか、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い水道法施行令が見直されることから、関係規定について所要の整備を図るため、改正しようとするものでございます。

第8条は、この度の水道法一部改正に伴い、5年ごとの指定の更新が規定された法第25条の3の2第1項を法第16条の2第1項の指定の後ろにカッコ書きで加え、指定の更新を受けた事業者につきましても、給水装置工事の施工ができるよう規定するものでございます。

第36条は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い水道法施行令が見直されことにより、条ずれが生じることから、第5条を第6条に改正するものでございます。

別表第2表は、文言の整理を図るため、(2)の給水指定工事事業者指定手数料を指定給水装置工事事業者の指定手数料に変更しようとするほか、指定の更新に関する事務について手数料を徴収するため(3)とし、新たに1万円の指定更新手数料を新設し、現行の(3)を(4)に繰り下げ改正しようとするものであります。

附則としてこの条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第8号八雲町給水条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 11 議案第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 9 号八雲町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議案第 9 号八雲町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、提案説明いたします。議案書 47 ページをお願いいたします。

今回の改正の理由でございますが、国の水道法の一部改正に伴うもので、水道基盤の強化を図るため、従前は国と地方公共団体の責務が同じ項の中で規定されておりましたが、今回の改正に伴いまして、国、都道府県及び市町村の責務がそれぞれの項で区分されたことにより引用する条項がずれたため、所要の整備をお願いするものでございます。

改正の内容は、条例第 1 条で引用する水道法第 2 条の 2 第 1 項を水道法第 2 条の 2 第 3 項に改めるものでございます。

附則として、この条例の施行期日を令和元年 10 月 1 日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 9 号八雲町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 1 2 議案第 1 0 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 10 号八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議案第 10 号八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書 48 ページをご覧ください。

この度の改正は、本年 10 月 1 日における消費税率の引き上げへの対応を趣旨とするものであります。

改正の内容につきましては、第 3 条中現行規定では、条例で定める使用料及び手数料に現行の消費税率であります 100 分の 108 を乗じて得た額と規定している条文を、改正後は消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えるとの規定に改めようとするものであります。

附則といたしまして、本条例の改正規定は令和元年 10 月 1 日より施行することを規定するものであります。

以上で、議案第 10 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 1 3 議案第 1 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13 議案第 11 号山越郡衛生処理組合の解散について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 11 号山越郡衛生処理組合の解散に関する協議についてご説明いたします。議案書 49 ページをお願いいたします。

山越郡衛生処理組合は、昭和 42 年 2 月にし尿に関する事務を八雲町、長万部町の 2 町で共同処理するため設立した一部事務組合であります。

しかし、現在は公共下水道の普及によりし尿処理業務が減少するなど社会情勢が大きく変化するとともに、施設の更新時期にあったことから、経費の節減と業務の効率化を図ることとし、汚水処理施設共同整備事業を実施し、令和 2 年 3 月 31 日をもって山越郡衛生処理組合を解散することについて協議するため、地方自治法第 288 条及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第 11 号山越郡衛生処理組合の解散についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 14 議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 議案第 12 号山越郡衛生処理組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 12 号山越郡衛生処理組合規約の変更についてご説明いたします。議案書 50 ページをお願いいたします。

山越郡衛生処理組合は、令和 2 年 3 月 31 日をもって解散することで準備を進めており、解散後の当該事務を円滑に進めるため、承継する事務を現管理者である長万部町とするもので、山越郡衛生処理組合の解散に伴い規約の一部を変更することについて協議するため、

地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

山越郡衛生処理組合規約の一部を変更する規約について、第 14 条の次に、解散に伴う事務の承継として、「第 15 条組合の解散に伴う事務は、長万部町が承継する。」を加えるものであります。

附則として、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 12 号山越郡衛生処理組合規約の変更についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 15 議案第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 議案第 13 号令和元年度八雲町一般会計補正予算第 5 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 13 号令和元年度八雲町一般会計補正予算第 5 号についてご説明いたします。議案書 51 ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 6,903 万 3 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を、155 億 8,295 万 7 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 61 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 809 万 3 千円の減額は、役場新庁舎等の建設予定地や建設方針を決定するため、これまで地区懇談会を開催しましたが、懇談会に参加できない方からも広く意見聴取する手段として町民アンケートを実施しようとするも

ので、11 節需用費に 10 万 1 千円、12 節役務費に 47 万 6 千円の事務経費をそれぞれ追加しようとするほか、13 節委託料は、当初予算において 2 か年事業として「新役場庁舎等整備基本構想・基本計画策定業務委託料」を計上しておりますが、懇談会やアンケートの実施により当初予定しておりました契約時期が年度末へずれ込む見込みとなったことから、867 万円を減額し、翌年度の債務負担行為限度額を変更しようとするものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障がい者福祉費 71 万 5 千円の追加は、13 節委託料に障がい児福祉システム改修業務委託料を追加しようとするもので、本年 10 月の消費税率改定に伴う報酬改定及び国の施策事業である就学前障害児発達支援の無償化によるシステム改修に伴うものであります。

3 目高齢者福祉費 35 万 8 千円の追加は、本年 10 月の介護保険制度改正によるシステム改修に伴う介護保険事業特別会計への繰出金で、詳細につきましては、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費 1,129 万 1 千円の追加は、本年 10 月から幼児教育・保育無償化が開始されることに伴い、認可外保育施設、一時預かり及び預かり保育の特定子ども・子育て支援施設の保育料についても無償化の対象となることから予算補正しようとするもので、0 歳から 2 歳児までの住民税非課税世帯及び 3 歳から 5 歳児までの 119 人を給付対象と見込み、給付額は、認可外保育施設及び一時預かりで上限月額 37,000 円、3 歳児未満については 42,000 円、預かり保育においては 11,000 円であり、事業費の 2 分の 1 を国庫、残りを道と町がそれぞれ 2 分の 1 ずつ負担するもので、20 節扶助費に子育てのための施設等利用給付費 1,129 万 1 千円を追加しようとするものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目環境衛生費 67 万 9 千円の追加は、平成 18 年に整備した熊石斎場の火葬炉において、燃焼室で発生した不完全燃焼物質を再燃焼バーナーにより燃焼させ外部に放出する際、小さい穴がいくつも空いたレンガを通過することにより、不完全燃焼物質の外部への排出を軽減する構造になっておりますが、当該レンガが経年劣化により一部崩壊していることから、11 節に機械器具等修繕料を追加しようとするものであります。

7 目病院事業費 500 万円の追加は、総合病院事業にかかる病院事業会計繰出金であります。

総合病院は、北海道大学医学研究院が設立した「NPO 法人北海道外科支援機構」へ、地域教育学に賛同しその事業に資する寄附として既に 500 万円を行っておりますが、さらに 500 万円の寄附をしようとするもので、詳しくは、当該会計の補正予算議案においてご説明いたします。

6 款農林水産業費、2 項林業費、4 目森林環境事業費 1,749 万 6 千円の追加は、森林の有する地球温暖化防止や災害の防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から森林環境譲与税が譲与されるもので、当該譲与税を財源に間伐や木材利用の促進、人材育成、担い手確保、普及啓発活動などの森林整備及びその促進費用に充てることとなり、本年度はその

一端として、主体的に森林・林業行政を運営するため、13 節委託料に林業振興ビジョン策定業務委託料 308 万円、森林所有者意向調査業務委託料 80 万円をそれぞれ追加するほか、9 節旅費から 12 節役務費に事務経費を追加しようとするものであり、交付される当該譲与税の残額は、後年度における事業に要する費用に有効かつ計画的に充てるため、25 節積立金へ森林環境譲与税基金積立金 1,323 万 6 千円を追加しようとするものであります。

3 項水産業費、4 目漁業構造改善事業費 1,427 万 6 千円の追加は、サーモン養殖試験事業及び檜山さけふ化施設整備事業補助金であります。

八雲地域においては、主力であるホタテ貝養殖漁業が原因不明の稚貝、成貝のへい死により低迷し、また熊石地域沿岸においては、主力魚種であるイカやスケトウダラの不振が続き、漁獲量が大幅に減少するなど、主産業である水産業の低迷は地域経済にも大きく影響を及ぼしております。このため、国内需要や価格の面で期待されるサーモン養殖について、地域振興と漁業経営の安定を図ることを目的に、町が落部漁業協同組合及びひやま漁業協同組合と共同で養殖試験を行おうとするもので、19 節にサーモン養殖試験事業補助金 1,327 万 6 千円のほか、ひやま漁業協同組合が平成 28 年度から秋サケ資源増大事業により、サケ稚魚の飼育方法や施設の改善を図り、昨年度は乙部さけます飼育センターにおいてサケ稚魚 100 万尾を生産し、良好な結果が得られたことから、新たにふ化飼育槽 10 基を整備し、奥尻町を除く桧山沿岸の 5 町により事業費 6,380 万円に対し、各町 1,000 万円の施設整備費用の一部を支援するもので、檜山さけふ化施設整備事業補助金 100 万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

7 款 1 項商工費、2 目商工振興費 981 万 9 千円の追加は、北海道大学から八雲町が進める再生可能エネルギーの導入促進政策に着目し共同実施提案のありました、環境省の補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業」がこの程採択されたもので、事業内容としては、八雲町において導入が進められている家畜系バイオマス施設などで生まれる電気のうち、FIT 制度で受け入れられない電気や自家用における余剰電力を水素に変換して流通・消費に向けたための仕組みを、北海道大学や関係する企業と共同で検討し、脱炭素型の地域づくりを目指すもので、11 節需用費に事務経費 8 万 1 千円のほか、13 節委託料に脱炭素型地域づくり検討業務委託料 973 万 8 千円をそれぞれ追加しようとするものであります。議案書の 65 ページをお願いいたします。

13 款諸支出金、1 項諸費、2 目還付金及び返納金 1,749 万 2 千円の追加は、平成 30 年度の各事業にかかる、国、道からの負担金・補助金について、この程清算手続きにより返還が確定したことから、説明欄に記載のとおり追加し、返還しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、6,903 万 3 千円の追加であります。

続いて、歳入であります。議案書の 57 ページ をお願いいたします。

2 款地方譲与税、3 項 1 目森林環境譲与税 1,749 万 6 千円の追加は、国から森林環境税の収入額の 10 分の 9 に相当する額が市町村に、残りの 10 分の 1 は都道府県に譲与されるもので、歳出と同額であります。

10 款地方特例交付金、2 項 1 目子ども・子育て支援臨時交付金 282 万 4 千円の追加は、

歳出でご説明しました子育てのための施設等利用給付費に対する交付金で、事業費の4分の1相当額であり、本年度に限り国から交付されるものであります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 564 万 5,000 円の追加は、歳出でご説明しました子育てのための施設等利用給付費に対する国庫負担金で、事業費の2分の1相当額であります。

2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 60 万 7 千円の追加は、障害者総合支援事業費補助金で、歳出でご説明しました障害児福祉システムの消費税率改定に伴う報酬改定による改修補助で、事業費の2分の1相当額、また、就学前障害児発達支援無償化によるシステム改修補助については、歳出と同額あります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金 282 万 2,000 円の追加は、歳出でご説明しました子育てのための施設等利用給付費に対する道負担金で、事業費の4分の1相当額であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目ふるさと応援基金繰入金 1,327 万 6 千円の追加は、歳出でご説明しましたサーモン養殖試験事業補助金に要する財源として計上しようとするもので、歳出と同額であります。議案書 59 ページをお願いいたします。

20 款 1 項 1 目繰越金 1,654 万 4 千円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。

21 款諸収入、5 項 7 目雑入 981 万 9 千円の追加は、歳出でご説明しました脱炭素型地域づくり検討業務に対する補助金で歳出と同額であり、環境省の間接補助で、一般社団法人地域循環共生社会連携協会から交付される予定であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 6,903 万 3 千円の追加であります。

次に、債務負担行為の補正でございます。議案書 54 ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正は、先ほど歳出の事項別明細でご説明しました新役場庁舎等整備基本構想・基本計画策定事業の変更で、限度額を 902 万円から 1,769 万円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第 13 号令和元年度八雲町一般会計補正予算第 5 号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりましたが、丁度お昼の時間になりましたので、質疑は暫時休憩いたしまして、再開午後 1 時からといたします。それから質疑を賜りますので、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○議長（能登谷正人君） よろしくをお願いいたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

それでは何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第16 議案第14号

○議長(能登谷正人君) 日程第16 議案第14号令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議案第14号令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。議案書68ページをお開き願います。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、保健事業勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,118万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億1,967万円にしようとするものであり、介護報酬改定に伴うシステム改修及び平成30年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書72ページの下段であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費71万5千円の追加は、10月の介護報酬改定に伴うシステム改修業務委託料であり、介護人材を確保するためのさらなる処遇改善として特定加算が算定されることと、消費税率引き上げによる影響分の上乗せによる介護報酬の改定に対応しようとするものであります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金2,047万3千円の追加は、平成30年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国・道基金からの負担金及び交付金について、この程清算手続きにより返還金が確定したことから、節説明欄記載のとおり補正しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は2,118万8千円の追加であります。

続いて、これに対応する歳入についてご説明いたします。同じページの上段をご覧ください

ます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、5目事業費補助金35万7千円の追加は、歳出で説明しました介護保険システム改修に係る国の補助金で、事業費の2分の1相当額の計上であります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金35万8千円の追加は、介護保険システム改修に係る事業費から国の補助金を差し引いた残額について、一般会計から繰り入れしようとするものであります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金2,047万3千円の追加は、歳出で説明しました介護給付費等に係る負担金等の返還金について、介護給付費準備基金からの繰り入れにより対応しようとするものであります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の2,118万8千円の追加であります。

以上で、議案第14号令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第2号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第17 議案第15号

○議長（能登谷正人君） 日程第17 議案第15号令和元年度八雲町病院事業会計補正予算第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議案第15号令和元年度八雲町病院事業会計補正予算第1号について説明いたします。議案書74ページをご覧ください。

この度の補正は、特定非営利活動法人北海道外科支援機構が行う地域医療を担う医師育成の取り組みに賛同し、当該団体への寄附金を計上しようとするものであります。

はじめに、医師招聘活動の経過について説明いたします。

八雲総合病院の常勤の内科医師につきましては、本年 1 月より、旭川医科大学の支援を頂き 1 名を招聘、その後独自の活動により 4 月に 1 名を招聘できたところであり、当該 2 名の常勤医師により一般内科の診療体制としているところであります。しかしながら、一般内科が担う診療領域は広範にわたり、かつ、潜在患者数も多いことから、当該常勤医師 2 名だけでは依然として、内科診療体制が脆弱な状況であることに変わり無い状況であります。

この間、関係医大への要請及び民間人材派遣会社への情報提供要請に加え、八雲町に縁のある様々なチャンネルの開拓など、常勤の内科医師招聘の取り組みを行って参りましたが、依然として医師の不足を解消できていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、この度提案申し上げます寄附により医師招聘を少しでも前進させようとするものであります。

寄附先である北海道外科支援機構は、北海道大学消化器外科教室Ⅱが運営に大きく関与する特定非営利活動法人であり、北海道内において、がんをはじめとした地域救急医療の担い手となる外科医師が不足している状況に鑑み、地域医療に貢献する外科医師の育成を目的として運営されております。

当該団体への寄附金につきましては、当初予算措置として 500 万円計上済みであります。当該団体の医師育成の取り組みにつきましては、地方の病院で求められる総合診療医の育成にも寄与するものと考えるところであります。当院の医師招聘のための取り組みとして追加の寄附を行うことで、当院が地域医療を担う医師のための研鑽の場として活用され、以て、互いの協力関係も高めるものと考えております。

当院の内科常勤医師の不足に関する窮状につきましては、北海道大学消化器外科教室Ⅱ及び北海道外科支援機構にも十分ご認識いただいております。本年 7 月より外科医師を週単位のローテーションとして令和 2 年 3 月末まで切れ目なく派遣頂くこととなっており、入院患者の診療をはじめとした内科への応援をいただいております。

第 2 条収益的収入及び支出であります。収入第 1 款病院事業収益、第 5 項総合病院特別利益 500 万円を追加し、8,609 万 1 千円とし、支出第 1 款病院事業費用、第 3 項総合病院医業外費用 500 万円を追加し、1 億 3,619 万 7 千円にしようとするものであります。

詳細につきましては、議案書 75 ページにより説明いたします。議案書をお開き願います。

補正予算実施計画により、支出から説明いたします。

支出第 1 款病院事業費用、第 3 項総合病院医業外費用、7 目寄附金 500 万円の追加は、特定非営利活動法人北海道外科支援機構における地域医療教育活動等を財政的に支援する事を目的とした寄附金 500 万円の計上であります。

これによりまして費用合計は、既決予定額 56 億 7,984 万 8 千円に 500 万円を追加し、56 億 8,484 万 8 千円にしようとするものであります。

これに対応いたします収入についてであります。収入第 1 款病院事業収益、第 5 項総合病院特別利益、1 目その他特別利益一般会計繰入金 500 万円を追加しようとするものであります。

対応する財源につきましては、本来であれば医業収益を充てるところであります。医師招聘に大変苦慮している状況下であり、収益増を見込むことが困難であることから、一般会計からの繰入金で対応しようとするものであります。

これによりまして収入合計は、既決予定額 49 億 9,712 万 5 千円に 500 万円を追加し、50 億 212 万 5 千円としようとするものであります。議案書 74 ページにお戻り願います。

第 3 条予算第 10 条本文中の他会計からの補助金は、総合病院 5 億 1,032 万 3 千円を 5 億 1,532 万 3 千円に改めようとするものであります。

以上で、議案第 15 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 18 同意第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 同意第 1 号八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第 1 号八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現教育委員でございます松永正実氏の任期が、令和元年 11 月 17 日をもって満了となりますことから、再度同氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は議案書記載のとおり、八雲町上の湯 173 番地に在任で昭和 33 年 12 月 24 日生まれの 60 歳であります。同氏は平成 23 年 11 月 18 日より現在まで教育委員として活躍されてまして、教育に関しての執権が高く公正な立場で大局的な判断をなし得る方であり、また、温厚に誠実なお人柄でございます。教育委員として適任でありますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本案については、質疑・討論を省略し直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町上の湯 173 番地 松永正実さんを八雲町教育委員会委員として同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、松永 正実さんを八雲町教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 19 発委第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 発委第 1 号八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 発委第 1 号八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案説明を致します。

この度の改正は、委員会機能の強化を目的として、委員の任期を変更しようとするものでございます。

現在は、前期後期として 2 年の任期で委員会活動を行っておりますが、各委員会の所管事項において継続的に調査を行う必要がある案件や委員会として政策提案に取り組むことも想定されることから、2 年の任期を 4 年とすることで調査の継続性を担保し、委員会の調査機能を強化するものでございます。

それでは、発委第 1 号の別紙をご覧ください。

改正の内容は、第 3 条で定めている常任委員の任期を 2 年から議員の任期に改め、任期中の改正に関する規定である第 2 項及び第 3 項を削り第 4 項を第 2 項として繰り上げ、それに伴い第 7 条第 6 項で引用している条項を改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明と致します。

議員各位のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 20 発委第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 発委第 2 号八雲町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 発委第 2 号八雲町議会会議規則の一部を改正する規則について提案説明を致します。

この度の改正は、規則中の文言において現在多く使用しない表現を現代的に置き替える見直しや、健康増進法の改正により不必要となった規定を削るものでございます。

それでは、発委第 2 号の別紙をご覧ください。

携帯品に関する規定の第 101 条において、外套をコート、襟巻をマフラーとして改め、禁煙に関する規定の第 104 条を削り、以降の条を繰り上げ、これに伴い目次中に表している条を改めるものでございます。

附則としまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 1 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 発議第 1 号水産業の体質強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 1 号水産業の体質強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

今年度から始まった水産政策の革命に伴う水産資源管理は、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、最大持続生産量の概念をベースとする方式に変更になった。

記 1、漁業収入安定対策の機能強化を図るために必要な法整備を行うこと。

2、水産物のトレーサビリティを推進するために漁獲証明に係る法整備を行うこと

3、体質強化において小規模漁業者にも十分配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 2 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 発議第 2 号プラごみ対策を国に求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 2 号プラごみ対策を国に求める意見書について提案説明を

行います。

海洋プラスチックごみをはじめとするプラごみの廃棄量が年間約3億トンに及ぶという推計を、国連環境計画（UNEP）が2018年に発表しました。

日本は、一人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで2番目に多く、年間900万トンのプラごみを排出し、約100万トンを東南アジアに輸出しています。ところが輸出された大量のプラごみが、きちんと処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかになりました。バーゼル条約が改定され、汚れたプラごみは国内処理が原則となり、東南アジアの諸国が輸入中止に踏み出しています。中国も2017年末に輸入を禁止したため、日本国内の処理が追いつかず、プラごみが保管場所に山積みになったり、不法投棄されたりするケースが相次いでいます。特にプラごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応しきれいていません。政府は「プラスチック資源環境戦略」を決定しましたが、生産者責任を曖昧にして、一般廃棄物を燃やす焼却施設で広域の産廃も燃やすことを押し付けようとしています。産廃プラを燃やすと焼却施設が高温になり施設が傷みます。少しでも施設の寿命をのばそうと努力をしている渡島廃棄物処理広域連合を構成する各自治体にとって、産廃プラごみの受入れは現実的ではありません。

よって、国の責任において生産の段階からプラごみ減量対策に取り組むことを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第23 発議第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第23 発議第3号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番(宮本雅晴君) 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について、提案説明を代表していたします。

東京・池袋で 87 歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子 2 人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

記 1、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカー S) や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

2、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」(サポカー S) に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。

3、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆さま、どうぞよろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 24 発議第 4 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 24 発議第 4 号マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番(横田喜世志君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4 番(横田喜世志君) 発議第 4 号マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実

現を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

政府が 2004 年に導入した、物価や賃金が上がっても年金額を上げない仕組み、マクロ経済スライドが前提となっています。実際に 2019 年度の年金額は、物価が 1.0%増だったにもかかわらず、賃金の伸び 0.6%を基準にして調整率 0.5%が差し引かれ、年金額は 0.1%増に留まりました。物価は 1.0%増なので、実質 0.9%の削減となりました。

この仕組みが続けば、2040 年代に基礎年金の給付額は、約 7 兆円も削減されると、政府は閣議決定した質問主意書への答弁書で認めています。

厚生労働省も 6 月 18 日の参院財政金融委員会で、マクロ経済スライドについて、2043 年には、基礎年金は今の給付水準よりも 3 割低下すると認めています。政府が言う「額そのものは下がらない」という言い訳は通用しません。

よって、年金支給額を減らすマクロ経済スライドを廃止して、「減らない年金」の実現に足を踏み出すことを強く求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決致します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決致します。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第 25 発議第 5 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 25 発議第 5 号太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番(宮本雅晴君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 宮本君。

○13 番(宮本雅晴君) 発議第 5 号太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

記1、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者が義務付けるとともに、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記すること、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。

2、太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないように、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。

3、発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるように、発電事業者による廃棄費用の積立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆さま、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第26 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第26 発議第6号幌延深地層研究計画（案）の撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第6号幌延深地層研究計画（案）の撤回を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

日本原子力研究開発機構・幌延深地層研究センターは8月2日、「令和2年度以降の幌延

深地層研究計画（案）」を北海道と幌延町に提示し、令和２年度以降、第３期及び第４期中長期目標期間を目途に、深地層での地層処分技術の確立に向けた研究をすすめることを申し入れました。機構の提案は、延長といいながら、これまでの協定や合意からみても看過できない内容が含まれています。

よって、政府等関係機関に、以下のことを強く要望する。

記１、国・原子力研究開発機構等関係機関は、直ちに今回の「令和２年以降の幌延深地層研究計画（案）」を撤回すること。

２、機構・幌延深地層研究センターは、研究機関およそ２０年間というスタート時点での約束を守り、速やかに廃止を決断し、閉鎖・撤去に踏み切るこ。と

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決致します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第２７ 発議第７号

○議長(能登谷正人君) 日程第２７ 発議第７号林業・木材産業の成長経済化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11番(牧野 仁君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 牧野君。

○11番(牧野 仁君) 発議第７号林業・木材産業の成長産業化に向けた制度設計と運用を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

北海道の森林は全国の森林面積の約４分の１を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

今後、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 28 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出

○議長（能登谷正人君） 日程第 28 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。

議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

#### ◎ 日程第 29 議員派遣の件

○議長（能登谷正人君） 日程第 29 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第 125 条第 1 項の規定によりお手元に配付のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長(能登谷正人君) これを持ちまして、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和元年第3回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1時42分]